

「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」 デザイン・アート活用事例制作業務委託事業者募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」デザイン・アート活用事例制作業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和5年4月1日に施行の「群馬パーセントフォーアート」推進条例（以下、「条例」という。）に基づき、アーティストやデザイナー（以下、「クリエイター」という）によって事業やコミュニティが活性化した事例を取材・テキストにし、「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」に掲載する。

(3) 業務内容

別紙「「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」デザイン・アート活用事例制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

委託契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

(5) 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に推進するために、県の承諾を得て、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

2 積算限度額

本事業費は、1,185,800円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※事業費には、仕様書「4 助言」に係る費用も含む。

※応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼する。

3 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年8月 1日（金） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和7年8月11日（月）正午 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年8月14日（木） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年8月22日（金）午後3時 |
| (5) 書面による審査 | 令和7年8月下旬（予定） |
| (6) 委託予定事業者の決定及び通知 | 令和7年8月下旬（予定） |
| (7) 契約締結、委託業務開始 | 令和7年9月上旬（予定） |

4 応募資格

次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者である

こと。

- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 提出日現在において、いかなる公共機関(国、地方公共団体、公団又は公社等)からも指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 企画提案書作成に当たって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」デザイン・アート活用事例制作業務委託事業者募集要領(※本資料)
- (2) 「群馬パーセントフォーアート デザイン/アートワークス」デザイン・アート活用事例制作業務委託 仕様書
- (3) 質問票(様式1)
- (4) 企画提案書表紙(様式2)
- (5) 業務実施体制表(様式3)
- (6) 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式4)
- (7) 課税(免税)事業者届出書(様式5)

6 質問受付

- (1) 提出様式
様式1「質問票」による。
- (2) 受付期限
令和7年8月11日(月)正午【必着】
- (3) 提出先
「12 問合せ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。
- (5) 回答
令和7年8月14日(木)までに個別に電子メールにより行う。
なお、回答は募集要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出資料
以下の資料を提出すること。

- ア 企画提案書表紙（様式２）
- イ 企画提案書本体（任意様式）
- ウ 業務実施体制（様式３）
- エ 費用見積書（任意様式）

※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

※見積額が上記２の限度額を超えた場合は失格とする。

- オ 実施スケジュール（任意様式）
- カ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式４）（＊）
- キ 課税（免税）事業者届出書（様式５）
- ク 法人登記簿謄本（３ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（＊）
- ケ 決算書の写し（直近のもの１期分（半期決算の場合は２期分））（＊）
- コ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「＊」のついた資料は「物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

（２）企画提案書本体の記載事項

- ア 事業推進体制等
- イ 事業提案

「仕様書」に基づき、具体的な案を提案すること。

- ウ 実績

過去３年間の主な業務実績

- エ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等があれば自由に記載すること。

（３）提出期限

令和７年８月２２日（金）午後３時【必着】

（４）提出先

「１２ 問合せ先」に同じ

（５）提出方法

電子メールとする。データのサイズが７Ｍを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

（６）提出書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は返却しない。
- イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（７）その他注意事項

- ア 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。
- イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を

請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

8 審査

(1) 選考方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査日（予定）

令和7年8月下旬

(3) 審査の結果、打合せに関する詳細事項

令和7年9月上旬

(4) 審査項目

ア 事業者（委託先として適切な法人であるか、実績が十分であるか）

イ 事業推進（提案内容を実現できる体制が組まれているか）

ウ 実施内容（事業の趣旨を理解し、効果を期待できる内容となっているか等）

エ 契約条件（見積金額、事業成果の担保が妥当であるか）

9 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

(1) 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

(2) 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合

(3) その他、この要領に違反した場合

10 委託予定者の選定及び契約について

(1) 「8 審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の契約相手の候補者とする。

(2) 「仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、委託予定者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の候補者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(4) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

11 選定結果の通知

企画提案書提出を行った全者に対し、文書により通知する。

12 問合せ先

群馬県 地域創生部 文化振興課 文化企画係

電 話 : 0 2 7 - 2 2 6 - 2 5 9 2

メー ル : bunshinka@pref.gunma.lg.jp